

広報 うえだ

昭和55年 9月16日

第 823 号

発行 上 田 市
編集 秘 書 課
電話 上田224100
印刷 田 辺 印 刷

昭和27年12月22日第3種郵便物認可・毎月1日・16日発行・定価1部3円



エイッ!
飛べ大空に

秋風が肌に感じられる9日6日、神科小学校で、上野が丘公民館主催による「子供スポーツ大会」が行われました。この大会は、毎年開かれているもので、4・5・6年生が自治会別にチームを作り、男子はソフトボール、女子はドッチボールに分れ試合をしました。各チームともチームワークは抜群。下級生、お母さんたちの声援を受け、力一杯のプレーを展開しました。

主な内容

老人福祉週間、「生きがい」はみずからの手で……………	2・3ページ
あなたも不用品を登録しませんか……………	4ページ
凶悪化する暴走族、家族・地域ぐるみで追放を……………	5ページ
新広域市町村計画を策定……………	6・7ページ
市民会館、8か月前からの仮受付を新設……………	8ページ
乳幼児、三歳児健康診査……………	9ページ
カメラレポ……………	10ページ
秋の全国交通安全運動、9月21日～30日……………	11ページ
犬の登録と予防注射……………	12ページ

市民と市長の日

「市民と市長の日」を10月1日(木)午前9時から午後4時まで、市役所3階市長室で行います。お気軽におでかけください。

農地問題相談日

「農地問題相談」を10月1日(木)午前8時30分から午後5時まで、市役所2階農業委員会事務局で行います。お気軽におでかけください。

一第

くらし

〈国保
22

早い

市で
促進を
は早く
国民
で厚生
ってい
る国営
ンの奥
国民
保険料
準母子
すし、
ると老
早けれ
20歳
めた人
ずの人
役所国
ただき

し
いまち
にす
る願
いをこ
めて
ここに
市民憲
章を定
めます。

い
ま
ち
に
し
ま
す。

うか。
たとえどんな小さなことでも目標を持ち、何かに打ち込んでお

大正琴が「生きがい」です

特の音色を出す大正琴に生きがい
を求めている「琴和会」というグ

六名ずつ三つのクラスに分かれ、
毎週決められた曜日(月・水・金



老人福祉週間
9月15日～21日

…老後を豊かに…

「生きがい」はみずからの手で

戦後の混乱期をのりこえ、現在の社会の基礎を築いてこられたお年寄りの方々に、明るく豊かな老後を送っていただくことは、私たちみんなの願いです。そこで、今回は老人福祉週間(9月15日～21日)にちなみ、お年寄りの「生きがい」について考えてみました。

「豊かに」と願わない人はいません。しかし、収入の面、健康の面など様々なハンディキャップを背負っているお年寄りにとって、その実現は容易なことではありません。特に、貧困、健康、孤独——この三つの不安は、「老後問題」の根底に横たわる問題として、適切な対応が求められてきました。こうした問題のうち、貧困と健

康に対する不安については、お年寄りの健康保持増進のための諸施策、老人医療費の無料化、寝たきり老人や一人暮らし老人対策、更には年金制度の充実など、さまざまな施策が講じられる中で、徐々に解消されつつあります。

しかし、残る孤独の問題については、都市化による地域の連帯感の希薄化や核家族化が進む中で、深刻化しているとも言われています。長くなった老後が孤独であったり、生きがいのないものであったりしたら、それは喜びというよりは苦痛ですらあると言えるのではないのでしょうか。

「生きがい」とは

では、老後の「生きがい」とは



フロ上がりには将棋が一番(老人福祉センターで)

何でしょうか。総理府老人対策室の行った「老人の社会参加に関する調査」(昭和五十三年)によりますと、「生きがい」のトップは「息子や孫の成長」で三二%、二位が「職業・仕事」の二三%、「趣味・娯楽」が一五%と続いております。「社会活動」をあげた人は、わずかに四%に過ぎません。

そして問題なのは、「生きがいを持たない」と答えた老人が二九%もあるという事実です。

「息子や孫の成長だけ」と「生きがいなし」を加えますと、実に六一%にもなり、ここに受け身で孤独な「現代の老人像」が浮かび上がってくるのです。

よく「定年退職して家でブラブラしていたら急に老けてしまった」という話を耳にします。仕事の緊張から開放される一方、心の「ハリ」つまり、「生きがい」を失ってしまったからではないでしょ

うか。
たとえどんな小さなことでも目標を持ち、何かに打ち込んでおられるお年寄りは、心身ともに若々しいものです。それには、仕事であつても、趣味であつても、友人であつてもいいわけです。

市は機会や場所を

市では、お年寄りが生きがいを持たれるよう、機会や場所の提供に努めています。「余暇対策」としては、スポーツ教室などの老人スポーツ普及事業、知識・趣味・技能の研修やグループ活動をする場として公民館、老人福祉センターの利用、市内百四十四の老人クラブへの資金助成などを進めています。

次に「社会参加の促進対策」として、六十歳以上のお年寄りのグループが収益、趣味、社会奉仕を目的として事業を実施した場合には、老人社会活動の促進助成などとしています。また、「就業対策」では、職業安定所と連けいして行っている高齢者職業相談室を、生活環境課に置いています。

お年寄りは、どうしても孤独になりがちですが、自分に合った趣味を見出され、楽しく「生きがい」のある生活が過ごせるよう、頑張っていただきたいと思えます。

大正琴が「生きがい」です

老人福祉センター・琴和会

現在、老人福祉センターには、詩吟、陶芸、川柳、盆栽、七宝焼など、さまざまなクラブがあり、毎日たくさんのお年寄りでにぎわっています。これらのクラブに参

加されているお年寄りは、グループ活動をする中で、それぞれに自分の「生きがい」を見出しているようです。

この老人福祉センターには、独



小島先生(写真中央)の熱心な指導で、「信濃の国」も演奏できるようになりました。

切な対応が求められてきました。こうした問題のうち、貧困と健

では、老後の「生きがい」とは

特の音色を出す大正琴に生きがい求めている。琴和会」というグループがあります。

この琴和会は、今年の五月に発足したばかりの比較的新しいグループで、現在の会員数は四十六名。小島茂輝さん(七十九歳、中央西二丁目)の献身的な指導を受け、毎週練習に余念がありません。琴の前では、小島先生はじめ、みんなお年寄りとは思えないほどの若々しさです。

全員が集まり練習できるのは、月一回だけ。これは会員数が四十六名と多いためで、普段は十五・



柳沢 波江さん
(琴和会会長
82歳、中央3丁目)

毎日の生活に

「ハリ」が:

十年ほど前、このセンターで楽焼きを教えてくださるという話を聞き、早速楽焼きを始めて以来、ずっとセンターを利用させていただいています。

琴和会は、「センターに音楽関係のクラブが少ない」という小島先

六名ずつ三つのクラスに分かれ、毎週決められた曜日(月・水・金曜日)に練習を行っています。

どのお年寄りも「週一回の練習日が楽しみ」というほどで、熱心な人は家に帰ってからでも、お孫さんなどに励まされながら練習を続けているとのこと。

会が発足してまだ四か月余りですが、最近では小島先生の熱心な指導により、「さくら、さくら」を始めとして「荒城の月」「信濃の国」なども演奏できるようになり、レパートリーもだいぶ増えました。

生の考えがきっかけで発足しました。今は、会員数が四十六名にもなり、加入希望者があつても制限しているほどなんです。

先生は、以前高校で音楽の教師をされていたというだけあって、大変わかりやすく教えてくださいます。最近では、私のような者でもなんとか皆さんと一緒に弾けるようになりまし

頭を働かせたり、手や目を動かしたりと、それぞれ体の中でも重要な部分を使うため、お年寄りに、大正琴が大変いいようです。それに、琴を通じて多くのお友だちもでき、毎日の生活に「ハリ」が出てきました。

り」「つまり、「生きがい」を失ってしまったからではないでしょ

家族・也或るみで



坂口 京子さん
(緑が丘1丁目)

思ったより安く 電気オルガンが！



私の名前は絵里、ママに電気オルガン買ってもらったの

あなたも不用品を 登録しませんか

ウチの娘（絵里ちゃん、北保育園）が、今年四歳になり、そろそろ電気オルガンでもと思っていたところ、それが市役所の資源活用推進月間中、不用品の紹介をしていました。よい機会でしたので、四月ごろ市役所の生活環境課へ直接行き、登録をしてきたんです。しかし、五月をすぎても連絡がないので、あきらめていたところ（資源活用推進月間は、三月から五月まで）、七月の広報「うえだ」

あなたの家庭や職場に、まだ使える品物が「不用品」として眠っていませんか。あるいは、ゆずってほしい品物があるませんか。

市は、毎年三月から五月までの資源活用推進月間中に行っていた不用品の紹介を、今年から年間を通して実施しています。そこで、広報「うえだ」でも、皆さんから寄せられた不用品の登録を、この七月から「不用品登録情報」として、月一回お知らせしていますが、今回はその三回目です。

あなたの家庭や職場に、ゆずりたい品物やゆずってほしい品物がありましたら、電話などでお気軽に、生活環境課までご連絡ください。生活環境課では、登録していただいた中で適当と思われるものがあつた場合、ゆずってほしい人に紹介します。

に、これからは年間を通して不用品を紹介しますという記事があり、その数日後、生活環境課から紹介の連絡を受けました。

相手の方が、大変よい方でしたので、電気オルガンを思ったより安くゆずっていただきました。

不用品交換は、大変よい制度ですから、今後も利用させていたいただき、子供用自転車などもゆずっていただけたらと思っています。

1～6月

挙	人員
8名	
10名	
6名	
3名(3)	
4名	
2名(1)	

不用品登録情報その③（主なもの）

（9月8日現在）

ゆずります	ゆずってください
〈希望価格〉 相談のうえ ベビーベッド 歩行器 応接セット（4点セット） カスタムエアコン（業務用） 出前器 音声多重アダプタースピーカー（1ヵ月使用） 風呂がま（都市ガス用、まき用） ジュークボックス ワンドア冷蔵庫 セミダブル用ベッド	自転車（大人用、婦人用） （子供用） バイク（50cc） オルガン 百科辞典 アルミ製キャタツ（6尺） 子供用三輪車 卓上ミシン 洗たく機 食事用いす（子供用）
相談のうえ	
相談のうえ	
20,000～35,000円	
30万円位	
2台で70,000円	
25,000円	
相談のうえ	
34～35万円	
相談のうえ	
3,000円	

◇ゆずりたい品物、ゆずってほしい品物がありましたら、生活環境課生活係

（☎4100内線296・有線②0671）へ。

◇ここに掲載されている以外の品物も登録できますので、お気軽にご連絡を。

登録をしていただくには：

- ① 不用品の登録をされる方は、次の事項を必ず守ってください。
- ② ゆずりたい品物がある人は、品名、程度、数量、希望価格、住所、氏名、電話番号などを登録してください。
- ③ ゆずってほしい品物がある人も、必ず生活環境課へ連絡してください。

④ 紹介を受けた人は、取り引きの結果（取り引きが成立、不成立にかかわらず）を、必ず生活環境課へ連絡してください。

⑤ 生活環境課では、ゆずってほしい人に不用品の紹介をしますが、紹介を受けた人は、不用品登録者と直接交渉し、価格、取り引き方法などを決めてください。

⑥ 紹介を受けた人は、取り引きの結果（取り引きが成立、不成立にかかわらず）を、必ず生活環境課へ連絡してください。

あらかじめ申し出て、登録してください。



(写真提供 上田警察署)

家族・地域ぐるみで

追放を

最近の暴走族は、単に自動車やオートバイで暴走行為をするだけではありません。関東や関西などの都市で多くみられるような、一般の人に対する傷害、強盗、殺人といった暴力行為が目立つようになり、次第に凶悪化してきました。今や、市民生活の安全を脅かすほどの社会問題にまでなっています。県内でも、殺人事件こそないものの、暴走族による凶悪犯罪が下表のとおり何件か発生しています。そこで、上田市では凶悪化する暴走族を市民総ぐるみで追放しよう、と、この六月に「暴走族追放に関する宣言」を市議会で決議しました。

この宣言以後、市では広報、有線などを通じて、市民の皆さんに暴走族の追放を呼びかけるとともに、青少年の各種育成団体には「暴走族追放宣言」の主旨を説明し、協力をお願いしてきました。また、日頃から少年問題に取り組んでおられる少年補導委員さんにも、警察への情報提供などをしていただいています。

警察でも、昭和五十三年十二月に道路交通法を一部改正し、暴走行為には厳しい処罰を適用したり、週末の夜には主要道路での交通取り締りを強化するなど、暴走族の一掃をめざし、日夜監視の目を光らせています。

県内の暴走族による主な刑事事件 (昭和55.1～6月)

発生日時と場所	暴 走 族			事 犯 の 概 要	検 挙	
	グループ名	人員	車両		件 数	人員
1 2月23日 22時20分ごろ 飯田市	信州阿修羅連合 飯田支部	8	4	8名が4台の二輪に分乗し、警察施設二か所のガラス戸等に投石し破損させた。	暴力行為 1件	8名
2 3月30日 塩尻市	信州連合 (ヘルスエンゼル) (死 神)	13		須坂市内の信州連合4名が塩尻市内の高校生ら9名と万引き、シンナー乱用により補導された。	窃 盗2件 毒劇法2件	10名
3 4月28日 21時00分ごろ 上田市	シルクロード	6		3月29日仲間の構成員が交通事故死したため、仲間6人が市内の喫茶店へ集まり供養の酒盛りをした。	道 交 法 未 酒 禁 法 2件	6名
4 5月6日 長野市	信州連合 (死 神)	3		死神のリーダー等が暴力団員から覚せい剤を譲り受け、自分で使用したり、仲間に譲り渡したりした。	覚 せい 剤 取 締 法 3件	3名 (3)
5 5月20日 21時00分 須坂駅前	信州連合 (ヘルスエンゼル)	4		ヘルスエンゼル構成員少年が、ショッピングセンター公衆電話ボックス7か所に赤色スプレーで落書きをした。	暴 力 行 為 1件	4名
6 6月17日 15時18分 松本市内	護国連合	5		交通取締中の警察官が車両法違反を現認し、停止を求めたところ、同乗していた仲間が警察官に暴行を加えた。	公 妨 1件 車 両 法 1件	2名 (1)

注：() 内は逮捕人員を示す。

(長野県交通安全協会連合会「暴走族」より)

暴走族への加入防止

家庭での注意は

- ◇若いエネルギーを、スポーツや健全な趣味に向けさせる。
- ◇暴走行為の反社会性や危険性を教える。
- ◇クルマ友達との交際に気を配り、暴走族のきざしに注意する。

5年

町

度を目途に

村計画を策定

上田市と小県郡の4町3村では、上小地域広域行政組合（組合長・上田市長石井 泉）を結成していますが、最近におけるモータリゼーションの発達、道路網の整備などにより生活圏が拡大し、この組合の使命は、ますます増大してきています。このようなことから昭和65年度を目途に、80年代に対応する長期的視野にたった新しい上小広域圏計画を策定しました。

上田市は、この地域の中心的都市としての果たす役割りは大きく、関連施策の実現には積極的な協力促進が必要です。

上田・小県の活力ある発展をめざして…

圏域住民の意向を反映

この計画の策定にあたっては、上小広域圏内の皆さんの考えを十分に取り入れることができるように、地区住民代表の皆さんによる策定地区委員会、地域委員会及び策定委員会を設置したり、アンケートによる意向調査を実施しました。

計画のねらい

この計画のねらいは、活力ある都市機能と、自然と民情ゆたかな農村機能を結び、産業の振興のうゑに福祉の充実、文化の向上、医療の充実などを図り、また最大の課題ともいえる関越自動車道上越

線、北陸新幹線、上田バイパスと広域農道の促進など、時代の伸展に併せた新しい地域社会をつくることです。

計画の推進

各市町村の自主性と特色を尊重しながら常に広域的で均衡ある施策を進め、魅力ある生活圏を目ざしていきます。

大型プロジェクトとしては、北陸新幹線上田駅誘致、関越自動車道上越線、半過橋・小牧橋の架橋などがあります。

これらの計画を達成するため、今後さらに皆さんのご理解とご協力を得ながら、施策を進めていきます。

上小広域圏の主要指標

年度 項目	昭和 50年	昭和 65年	50年比 %
人口(人)	179,107	200,000	111.7
世帯(戸)	48,666	59,000	121.2
1世帯当り 人口(人)	3.68	3.39	92.1

昭和65年

新広域市町村

上小広域で行う施設計画

(上田市関係施設)



将来像

— 心ふれあう地域社会をめざして —

- 豊かで美しい自然風土
- 活力に満ちた魅力ある郷土
- 健康と快適な生活環境
- 心の通うあたたかい福祉
- 創造性あふれる教育文化
- 安定と発展性ある産業

そこに明日が開ける生活圏が胎動する

お知らせ



ステップ軽やか スロースローキック！
9月4日から、勤労青少年ホームでダンス教室が始まりました。4日は初日とあって、体の動きは、いまひとつでしたが、40人の若い男女は、クリスマスのダンスパーティに向けて、熱心に練習していました。

8か月前からの 仮受付を新設

市民会館

市民会館
☎220762

現在、市民会館の使用申し込みは、六か月前から受付しています。このたび、利用される方の便宜を図るため、この受付に二か月前めた八か月前からの仮受付を新たに設けます。

この二か月間の仮受付とは、申込者が同じ日で重複した場合、申込者相互で日程を変更するなど調整をしていただく期間で、会館の利用が円滑になるようにしました。この改正による受付は、今年の十二月一日から実施しますので、ご利用ください。

なお、正式な受付は、いまままでおり六か月前からですので、ご了承ください。

新小作料は両者の合意で 統制小作料が 廃止に

農業委員会事務局
☎2241000 内線337
有線20761

昭和四十五年に農地法が改正され、改正前（昭和四十五年九月三十日以前）に貸し借りが行われていた農地の賃貸借契約については、昭和五十五年九月三十日までの十年間、統制小作料が適用されることとなっていました。したがって、この統制小作料は今年の九月三十日をもって、期限切れ廃止となります。廃止にと

ない、新しい小作料の額（賃貸料）を決める場合には、次の事柄に留意してください。
○新しい小作料の額は、貸し手、借り手の両者の協議によって決めるのが原則です。この場合、協議の目安となるのが左表の「標準小作料」です。
○今年分の小作料については、原則として統制小作料（従来の額）とします。
なお、統制小作料の廃止では、新しい小作料となるだけで、土地の賃貸借関係は従来どおり存続していきますので、間違いないようお願いします。

標準小作料 (10a当り)

農地の区分			小作料の標準額
田の部	米	580kg	26,000円
		550kg	23,000円
		520kg	20,000円
		480kg	15,000円
畑の部	上		11,000円
	中		8,000円
	下		6,000円

生活講座に ご参加を

働く婦人の家

☎272988

働く婦人の家では、長野婦人少年室と共催で左表により、生活講座を開きます。みなさん、お友達と誘い合って楽しく勉強しましょう。

生活講座日程表

講座名	講師	月日	時間	定員
暮らしの中での更生と活用（指人形）	手芸講師 伊倉 光子さん	10月6日(月)	午後 6.00~8.00	名 30
手軽にできる家庭料理	保健所栄養士	10月7日(火)	"	30
現代に生きる女性のあり方	元県教育委員 宮島満里子さん	10月9日(木)	"	50
郷土民謡の歴史をたずねて	市観光課長 成沢 秀敏さん	10月23日(木)	"	50
家庭に病人が出た場合	日赤家庭看護法講師 芦田さだよさん	10月30日(木) 31日(金)	"	30
知っておこう救急法	日赤救急法指導講師 橋詰 寛さん	11月4日(火) 6日(木) 7日(金)	"	30
楽しい体力づくり	市体育課	11月13日(木)	"	50

対象者…上田市に住んでいるか、勤めている婦人
ところ…働く婦人の家
受講料…無料（ただし、料理材料費四百円前後、指人形材料費二百円前後）
申込先…働く婦人の家へ申し込んでください。電話でも結構です。締め切り…定員になり次第、締め切らせていただきます。

乳幼児 健康診査 三歳児

一日生活教室に ご参加を

目標を持って技能の向上に精進し、資格をとられることをお勧めします。

とき…十月六日(月)午前九時から午後三時
ところ…上田商工会議所

土地家屋調査士がご相談に応じ、秘密は厳守しますので、お気軽におかけください。

乳幼児健康診査日程表

会場	市健康センター						市塩田母子健康センター	市川西社会福祉センター
対象児	4か月児		9か月児		1歳6か月児		4・9か月児	4・9か月児
	55年6月生		55年1月生		54年4月生		55年6月生 55年1月生	55年6・7月生 55年1・2月生
地区	新市内	旧市内	新市内	旧市内	新市内	旧市内	塩田全区	川西全区
10月	1日	21日	8日	22日	16日	29日	28日	9日

新市内…塩尻・川辺・泉田・神川・神科・豊殿
旧市内…東部・南部・中央・北部・西部・城下

三歳児健康診査日程表

会場	市健康センター		市塩田母子健康センター
地区	新市内	旧市内	塩田全区
対象児	52年9月生		52年9・10月生
10月	24日	31日	30日

十月の乳幼児、三歳児健康診査を次により行います。時間はいつも午後一時三十分から二時三十分。母子健康手帳をお持ちください。

乳幼児健康診査 三歳児

一日生活教室に ご参加を

長野県上田消費生活センター
☎278517

長野県上田消費生活センターでは、一日生活教室として、食肉をめぐるさまざまな問題についての講演会を開きます。

皆さん、お誘い合わせのうえ大勢おでかけください。

とき：九月二十六日(金)午後一時から三時

ところ：上田消費生活センター教室

講演会テーマ：「やさしい食肉の知識」

講師：上田食肉衛生検査所長 高畑和子さん

技能検定受験の おすすめ

上小高等職業訓練校
☎22666

五十五年度後期の技能検定試験の受付が、十月一日から始まります。(当校受付は十日まで)
和服製作、大工工事、かわらぶき、建築、配管など計三十三職種
の試験が、十二月六日から来年二月二十八日まで、各日曜日を利用して行われます。

お年寄りと税金

上田税務署
☎21234

六十五歳以上のお年寄りで、年間の所得金額が一万円以下の人には、所得税を計算するとき次の控除を受けることができます。

▼老年者控除

所得控除の一つとして、二十三万円を所得金額から差し引くことができます。

▼高齢者年金特別控除

国民年金や厚生年金などの公的年金や恩給の収入金額から、七十八万円を差し引くことができます。

おでかけください

無料法律相談

県弁護士会上田地区会と上田裁判所調停委員協会では、来たる十月一日から始まる「法の日週間」の行事の一環として、次のとおり無料法律相談会を開設します。
お気軽にご相談ください。

と き：十月六日(月)午前九時から午後三時
ところ：上田商工会議所
相談内容
○民事：借地・借家・農地・金銭貸借・商取引引きなどの紛争、公害問題・交通事故などによる損害賠償
○家事：夫婦間の紛争・相続など
○家庭問題：一切
○刑事：刑事関係の疑問・不審
○少年：困っている少年のこと

登記供託・訴訟手続 無料相談所を開設

十月一日(水)に次の会場で、土地家屋などの登記問題でお悩みの方のために、登記供託・訴訟手続の無料相談所を開設します。
当日は、上田支部の司法書士、

今月の納税

国民健康保険税 第4期

＜収税課 ☎24100 内線241・有線 ☎0691＞

今月の納税は、国民健康保険税第4期です。

税金は、納期内に納入されますようご協力ください。

今月の納期限は9月30日(火)です。

納税で 住みよい
ぼくらの 町づくり

長野県総人口の 懸賞募集

応募資格：県内に居住する人

応募方法：①官製はがきに「長野県総人口〇〇人」と記入し、住所、氏名、年齢、職業を明記してください。②はがき一枚に一回答とします。③郵便局の消印がないものは、無効となります。

応募先：〒380 長野市大字南長野字幅下六九二―二 長野県総務部情報統計課

締切日：九月三十日(火)

土地家屋調査士がご相談に応じ、秘密は厳守しますので、お気軽におでかけください。
と き：十月一日(水)、午前九時から午後四時まで
ところ：市役所二階、第一会議室

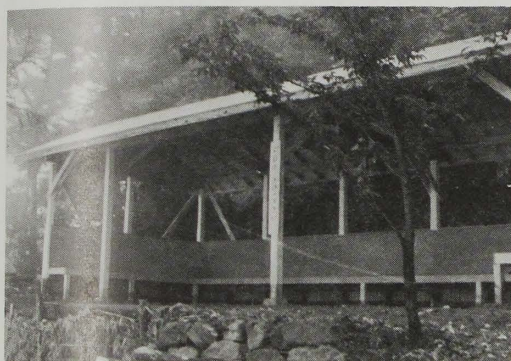


◀ いつまでもお元気で…
九月十五日の「敬老の日」を前に、十日石井市長が市内で最高年齢者(九十九歳)の吉沢はるさん(西前山)宅を訪れ、長寿を祝って茶器とお茶を贈りました。



▼雨が降ってもだいじょうぶ

市民の山として親しまれている太郎山に休憩所ができました。太郎山神社の左手、前方が広くひらけて、遠くアルプス・富士山まで見わたせる場所。面積33平方メートル、にわか雨の折の雨やどりなどにも役立つ施設です。



▶ **社会福祉は市民みんなで**
上田市社会福祉大会が、八月二十四日、市民会館を中心に開催されました。午前中、七百人の参加者は老人福祉など四つの分科会に別かれ熱心な討議をした後、午後は、市民会館で全体会議などを行いました。(写真は、心身障害者福祉の第二分科会で)



だれでも買える

競売不動産

長野地方裁判所上田支部競売係

☎ 220003 内線25

裁判所が土地、建物の競売をしていることをご存じでしょうか。この不動産競売には、資金さえあれば本来だれでも参加できるのですが、いままでも専門家でないとなかなか参加しにくいのが実情でした。

そこでこれを改善し、一般の方も気軽に安心して競売不動産を買えるよう、今年の十月一日から民事執行法という新しい法律によって不動産競売が行われることになりました。これからは、専門家でなくとも、お気軽に競売手続きに参加できるわけです。

裁判所では競売することにした不動産について、売却日の二週間前から裁判所の掲示板などに掲示します。また、不動産所在地の市町村の掲示場にも掲示します。そして、一週間前からは買受け希望者は、評価書などの書類を裁判所で見ることが出来ます。不動産の写真や図面もついていますから、安心して買受けを希望できます。詳しくは、長野地方裁判所上田支部競売係にお問い合わせください。

家族そろって大掃除 〈10月は秋の大掃除月間〉



家族そろって大掃除を行い、病害虫の発生源をなくし、清潔で、住みよい生活環境を築きましょう。

人ひとり世帯一つが国の基礎
明日のため今日の日本を知る調査

パパにママ ボクも書いたね国勢調査



国勢調査

昭和55年10月1日(水)

秋の全国交通安全運動



雨の日の運転は特に注意

9月21日～30日

今期間中の主な行事

市では今年交通事故による死亡者を4人以内でくいとめようと努力をしていますが、残念ながらすでに死亡者が4人に達してしまいました。これ以上事故による死者を出さないよう、運転者も歩行者もひとりひとりが注意をしましょう。

- 街頭指導……………主として歩行者
- 老人安全パトロール……………老人による市内の交通実態観察
- シートベルト着用路線の設定……………上田原-西武デパート間
- シートベルト着用指導……………全 市
- 老人シルバーゾーン設定……………老人福祉センター周辺

大切なことは早期発見

しかし、ガンは早期に発見すれば決してこわい病気ではありません。早期ガンならほとんど完全に治すことができます。大切なことは早く発見することであり、早く治療を受けることです。

その内訳をみますと、男性は約九万人、女性は約六万六千人で、男性の場合、一位は胃ガン(約三四%)で、以下肺ガン(約一六%)、肝臓ガン(約一一%)などとなっています。女性の場合、一位は胃ガン(約三〇%)で、以下子宮ガン(約九%)、肺ガン(約八%)などとなっています。

自分のからだは自分で守るという自覚を持って、すずんで検診を受け不安のない明るい家庭を築き

九月は、ガン征圧月間です。この機会にガンに対する正しい知識を持っていただき、ガンから大

なからだを守りましょう。日本人の死亡原因を見ますと、三十歳から六十四歳までの年齢層でガンが第一位を占め、昭和五十四年には、ガンによる年間死亡者は、ついに十五万人を突破しました。

一、異常な増殖力
ひとたびガン細胞がふえはじめると、周囲の正常な組織をおしのけて、ものすごいスピードでふえ

ガンには四つの特徴が

一、異常な増殖力
ひとたびガン細胞がふえはじめると、周囲の正常な組織をおしのけて、ものすごいスピードでふえ

健康づくり

ガンの知識と予防

胃ガン

胃ガンは、四十歳前後から年をとるにしたがって、罹患率が多くなります。

胃ガンはまず胃の内側の粘膜にできますが、この粘膜にとどまっているものを早期ガンといい、この時期に発見すれば一〇〇%治すことができます。

ところが早期ガンのうちは自覚症状がほとんどないのが普通ですから、早期発見のためには健康な人でも年一回は定期的な検診を受けることが大切です。

また、胃ガンをなくすために、もうひとつ大切なことは食生活の改善です。塩分は控えめにし、バランスのとれた食生活をしましょう。

続けます。

二、転移(飛び火)

はじめにできたところのガン細胞がはがれ落ち、リンパの流れや血管に入ってほかの場所に転移し、そこにまたガンをつくりまわす。もとのガンを手術して取ってしまっても、この転移したガンが残っていると命取りになることが多いの

ましよう。

です。

三、やせてくる
ガンにかかるとだんだんからだ

四、出血しやすくなる
胃ガンが進むと便に血がまじって黒くなる

▼雨が降つ
市民の山
できました
て、遠くア
面積33平方
にも役立つ

詳しくは、長野地方裁判所上田支部競売係にお問い合わせください。

犬の登録と 予防注射

〈生活環境課環境指導係 ☎224100
内線294・有線②0671〉

犬の登録と秋季予防注射を下記のとおり行いますので、通知書（ハガキ）をご持参のうえ、最寄りの会場へ飼い犬をお連れください。
注射料：一頭につき千四百円
登録料：一頭につき二千円（春に未登録の犬のみ）

◇ この期間中に受けられない場合には、十一月六日から同月十八日までの間に、個別訪問して注射を行います。この場合、訪問料として一頭につき千五百円、二頭目から五百円が加算されます。
また、犬が死亡や不明などの場合は、生活環境課環境指導係にご連絡ください。



上田市は、千曲の清流と、上田城に象徴される自然と人との調和した、住みよいまちです。わたしたち市民は、自らの英知と努力により、さらにすばらしいまちにする願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

- 一、自然に感謝し、きれいな水と空気を守り、緑のあふれるまちにします。
- 一、からだをきたえ、教養を高め、豊かな文化を育てるまちにします。
- 一、人々の善意をとうとび、あたたかい心がふれあうまちにします。
- 一、産業を伸ばし、働くよろこびを大切にして、活気にみちたまちにします。
- 一、平和と自由を求め、広く世界に目を向けた明るいまちにします。

犬の登録と秋季予防注射日程表

第		一		次			
月	日	地	区	時	間	場	所
10月6日 (月)	東部地区			9.00~	9.40	踏	入 公 会 堂
				10.00~	10.30	常	田 会 館
	北部地区			9.00~	9.30	明	照 会 館
				9.50~	10.40	新	田 区 民 会 館
10月7日 (火)	西部地区			9.00~	9.30	西	脇 会 館
				9.50~	10.30	新	屋 会 館
	川辺地区 城下			9.00~	9.40	報	恩 寮 前
				10.00~	10.50	諏	訪 形 公 会 堂
10月8日 (水)	塩尻地区			9.00~	9.30	下	塩 尻 公 会 堂
				9.50~	10.20	上	塩 尻 公 会 堂
				10.40~	11.00	秋	和 公 会 堂
	川辺地区 城下			9.00~	9.40	川	辺 町 会 館
			10.00~	10.40	中	之 条 公 会 堂	
10月9日 (木)	豊殿地区 神科			9.00~	9.30	市	豊 殿 支 所
				9.50~	10.50	上	野 が 丘 公 民 館
	川西地区 泉田			9.10~	9.50	小	泉 区 民 会 館
				10.10~	11.00	泉	田 公 民 館
10月13日 (月)	塩田地区			9.10~	9.40	東	塩 田 老 人 集 会 場
				10.00~	10.50	市	塩 田 支 所
	神川地区			9.00~	9.40	旧	道 神 川 橋
				10.00~	10.40	大	屋 公 会 堂
10月14日 (火)	塩田地区			9.10~	9.40	西	塩 田 授 産 所
				10.00~	10.40	相	染 染 閣
	川西地区			9.00~	9.30	農	協 泉 田 支 所
				9.50~	10.10	仁	古 田 公 民 館
			10.30~	11.00	市	川 西 支 所	

	第 二 次		
月 日	地 区	時 間	場 所
10月15日 (水)	東 部 地 区 南 部 地 区	9.00～ 9.30	常 田 会 館
		9.50～10.20	南天神町公会堂
		10.40～11.20	市役所(別棟車庫前)
	北 部 地 区	9.00～ 9.30	上川原柳町公会堂
		9.40～10.00	明 照 会 館
10.10～11.00		新 田 区 民 会 館	
10月16日 (木)	川 辺 地 区 城 下 地 区	9.00～ 9.30	川 辺 町 会 館
		9.50～10.10	御 所 公 会 堂
		10.30～11.00	三 好 町 公 会 堂
	北 部 地 区 西 部 地 区	9.00～ 9.20	上紺屋町公会堂
		9.40～10.10	新 屋 会 館
10.30～11.00		常 磐 町 会 館	
10月17日 (金)	川 辺 地 区 泉 田 地 区	9.00～ 9.30	神 畑 公 会 堂
		9.50～10.00	上 半 過 公 会 堂
		10.20～11.00	下 之 条 公 会 堂
	神 科 地 区	9.00～ 9.40	消 防 東 北 分 署
		10.00～10.50	金 井 公 会 堂
10月20日 (月)	豊 殿 地 区	9.10～ 9.40	殿 城 郵 便 局 前
		10.00～10.20	農 協 豊 里 支 所
		10.30～11.00	町 吉 田 公 会 堂
	神 川 地 区 神 科 地 区	9.00～ 9.20	旧 道 神 川 橋
		9.40～10.10	下 青 木 公 会 堂
10.30～10.50		岩 門 公 会 堂	
10月21日 (火)	塩 田 地 区	9.10～ 9.40	中 組 公 会 堂
		10.00～10.40	下 之 郷 公 会 堂
		9.00～ 9.30	合 同 庁 舎 裏 庭
	東 部 地 区 神 科 地 区 神 川 地 区	9.50～10.10	染 屋 公 会 堂
		10.30～11.00	国 分 寺 仁 王 門 前
10月22日 (水)	塩 田 地 区	9.10～ 9.40	舞 田 公 会 堂
		9.50～10.20	保 野 公 会 堂
		10.40～11.10	市 塩 田 支 所
	川 西 地 区	9.10～ 9.40	上室賀基幹センター
		9.50～10.20	下室賀生活センター
10.40～11.10		市 川 西 支 所	
10月23日 (木)	塩 田 地 区	9.10～ 9.30	相 染 閣
		9.50～10.00	野 倉 公 会 堂
		10.20～10.40	西 塩 田 授 産 所
		11.00～11.20	西 塩 田 会 館
11月2日(日)	全 市	9.00～11.00	合 同 庁 舎 裏 庭



治

投票できる人

市内転居者

入場券

病院、老人ホーム、身体障害者
更正援護施設、保護施設などで

投票日現在、満二十歳以上の入

九月十五日までに市内転居し市

入場券は世帯あてに郵送します

10月26日 投票日 長野県知事選挙

(告示日10月1日)

選ぶ目が生きて伸びゆく地方自治

投票できる人

投票日現在、満二十歳以上の人で六月二十九日以前から、三か月以上引き続き上田市に住んでいて住民票に記録され、さらに選挙人名簿に登録されている人です。

市外転出者

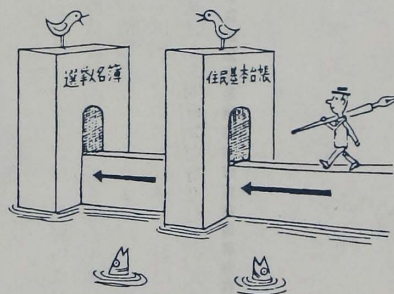
六月三十日以後に上田市から県内の市町村へ転出された人で、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない場合は、旧住所地(上田市)の名簿に登録されている場合は、その投票所で投票できます。その場合は、現住所地に引き続き住んでいる証明(市町村長発行で無料です)を持ってきてください。県外に転出された人は投票できません。

市外から転入者

六月三十日以後に県内の市町村から上田市へ転入された人で、上田市の選挙人名簿に登録されていない場合は、旧住所地の名簿に登録されていれば旧住所地の投票所で投票できます。この場合は上田市長の発行する引続き住んでいる証明(無料)を持っていてください。

市内転居者

九月十五日までに市内転居し市役所市民課が各支所へ転居届をさし、住民票に記録された人は新住所地の投票所で投票できます。九月十六日以後転居届を出された人は、旧住所地の投票所で投票することになります。



投票できない人

県外に転出した人。名簿に登録されていても、実際にはそこに住んでいない人。学生などで修学のため、寮、下宿などに住んでいる場合の住所は、原則としては寮や下宿にあることになっています。したがって学生などでこれらに該当する人は、入場券が郵送されても投票ができないことがあります。

入場券

入場券は世帯あてに郵送しますので、それぞれ自分の分を点線から切りとって投票所へ持参してください。入場券は、再発行しませんので投票日まで大切に保管しておいてください。県内の市町村へ転出された人には発行してありません。選挙権の有無についてはご照会ください。

投票できる時間

午前七時から午後六時までです。須川、畑山、長入、岩清水、野倉の各投票所は午後四時までです。投票はなるべく早目に、時間の余裕をみて投票しましょう。

不在者投票

選挙当日、投票所に行つて投票できない人にかぎり、不在者投票ができます。

期間は、告示の日から、投票日の前日までで、午前八時三十分から午後五時まで、毎日、選挙管理委員会(市役所四階)で行つていただきますので、なるべく早目に投票をすませるようにしてください。

投票においでるときは、入場券(届いているとき)と印鑑を必ずお持ちください。

◎市外に一時滞在中にいる人は、滞在地で投票できますので早目に手続きしてください。

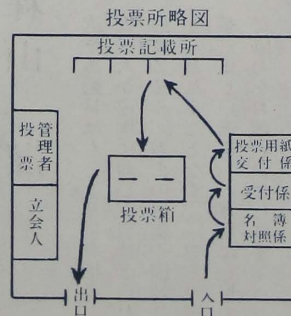
投票の方法

①病院、老人ホーム、身体障害者更正援護施設、保護施設などで不在者投票の指定を受けている施設にはいっている人は、そこで投票できます。ただし歩行不能で一般の投票所に行くことができない人に限られます。

投票用紙に、エンピツで候補者名一人だけ記入してください。そのほかのことを書くは無効になります。

代理投票

投票は、自分で書くことになっていますが、手をとって字を知らないために字が書けないなどの場合は、投票所で申し出てください。補助者の代筆によって投票することができます。投票の秘密は厳重に守られますので安心して、遠慮なく申し出てください。



郵便による

不在者投票

重度身体障害者の皆さんのうち次に該当する人は、郵便による在宅投票ができます。早目に手続きをしてください。

一、投票できる人

身体障害者手帳所持者で、二三級で定められた症状に該当する人。

戦傷病者手帳所持者で特別項症二項症、三項症までの人で定められた症状に該当する人。

二、郵便投票証明書の交付申請

投票を希望する人は、選挙人が登録されている市町村選挙管理委員会の委員長が発行する証明書が必要ですので申請して交付を受けてください。

(この証明書は、四年間有効です)から大切に保管しておいてください。

三、投票の手続き

選挙の期日前四日(十月二十二日)までに、本人自身の署名により、投票用紙および投票用封筒を請求し本人自身で候補者一名の氏名を記載し、所定の封筒に入れて署名し、本人が登録されている市町村の選挙管理委員会の委員長に、必ず郵便により送付します。

この投票については早目に手続きをするようにしてください。



だれにもできる

選挙運動

選挙運動用はがき

選挙運動用として表示を受けたはがきを候補者からもらって知人などに出すことができます。

記載する内容については虚偽や公序良俗に反することのないかぎり自由です。

工場、事務所、会社などへ「御中」または「御一同様」などと書き回覧することはいけないうことになっています。

このはがきは、必ず定められた郵便局に出すことになっています。

個人演説会

個人演説会で、応援演説することができま。

個々面接

電車、バス、あるいは道路上でたまたま友人や知人に出会い、その機会を利用して投票を依頼することができま。

署名運動の禁止

長野県知事選挙に際して

西沢前知事がご病氣のため任期なかばで辞任され、それに伴う長野県知事選挙が「十月一日告示、十月二十六日投票」で行われる事になりました。



石油ショック以後、低経済成長時代を迎え国の内外を問わず厳しい情勢となっております。このことは地方自治にも反映し、行財政運営上大変重要な時期だといえま

浄化



しよう。

よく八十年代は「地方の時代」といわれていますが、これから一層、地域住民が一体となって住みよい郷土造りをめざして努力しなければならぬ時ではないでしょうか。

上田市選挙管理委員会委員長

森山 潔

このようなとき、この度の選挙は私たちの生活に直接結びつく大切な選挙といえましよう。

最近、政治に対する無関心層が増えているといわれます。特に若い世代にその傾向が強く、当市においても先の衆・参同日選挙の結果

開票のとき・ところ

開票は次のとおり行います。

指定された場所において開票状況を見ることができまが、開票所となる学校内をよこさないようにしまし。

とき 十月二十六日(日)

午後七時三十分

ところ 上田市立清明小学校体育館

みんな

聞きましよう

立会演説会

とき 十月九日午後七時

ところ 上田市民会館

果をみましても、若年層の投票率が他の年層の投票率を下まわっています。

次代を背負って立つ者の責任として自分の考えを政治に反映させる意気込みで、投票総参加を望んでま。

また、とかく選挙は金がかかるもの、酒や食物がつきもののようにいわれてまましたが、候補者や

選挙運動員はもとより、有権者一人一人が違反に対し、毅然とした態度で望み、過去の情実や因習にとらわれることなく、「明るい選挙、正しい選挙」の実現に一層のご協力をお願いいたします。



選挙運動

戸別訪問の禁止

戸別訪問とは、選挙運動のために、連続して戸別に選挙人の居室を訪ねることです。(官公庁、会社、工場、事業所なども戸別のなかにはあります)

また、一戸だけ訪問してもその状況、内容などにより戸別とみなされることもありますし、玄関内にはいらず軒下、庭などであっても戸別訪問に該当します。単なるあいさつ、名刺をおいてあることなどもいけないことで、何人も戸別訪問することはできません。この場合、立候補届出後であるか立候補の決意前であるかは、同罪の成立に影響がないとされています。



署名運動の禁止

選挙に関し投票をしてもらうため、または投票をさせない目的で、選挙人に対し署名運動することは禁止されています。

人気投票の公表の禁止

選挙に関し、公職に就くべき人を選挙する人気投票の経過または結果を公表することは禁止されています。

飲食物の提供の禁止

選挙運動に関してはその名目はどうであろうと、飲食物(なんらか加工しなくてもそのまま飲食に供し得るもの。たとえば、料理、弁当、酒、ビール、ジュース、果物、菓子など)を提供することはできません。

たとえば、候補者が選挙運動員や選挙運動に使用する労務者を慰労する目的で飲食物を提供する。第三者が候補者を激励するために、陣中見舞として候補者などに飲食物を提供することもいけません。陣中見舞に清酒をもっているかもしれませんがこれも含まれています。公職

の候補者など寄付禁止の条項にふれる場合がありますのでじゅうぶんに注意してください。ただし、お茶や日常もちいれている程度の菓子はさしつかえありません。



氣勢を張る行為の禁止

選挙運動のために自動車をつらね、または隊ごをくみ、はち巻や旗などをたてて往来するなどは、氣勢を張る行為で禁止されています。

買収響応の禁止

選挙運動のため、選挙人または選挙運動者に対し、金銭、物品などをおくったり、約束すること、また、飲食物を提供し、芝居や遊

選挙妨害の禁止

候補者について、デマをとばしたり、選挙人、候補者、選挙運動員などをおどかしたり、演説集会、交通などを妨害したり、選挙用のポスターを破いたり、投票に干渉し棄権をすすめたりして選挙の自由をさまたげると選挙の自由妨害の罪となります。

連呼行為の制限

病院、学校、立合演説会場などの付近では静かにするように定められています。

選挙前と後のあいさつ行為の制限

選挙前と後のあいさつ行為は期日の定めはなく、文章、口頭、会合などを利用してすることは制限されています。

ポスターの制限

今回の選挙は、掲示場以外に掲示できません。よく屋内用などといわれているものを屋内に掲示することは、い

許可なくはられたポスター

選挙運動用は勿論、選挙に関する政党等の政治活動用ポスターを、国・県・市・町村・国鉄・電々公社の所有、管理するもの、公共用の道路、樹木、公園、ロータリー、ガードレール、歩道橋等に掲示することはいけないことになっています。また他人の家屋、店舗、事業所、工作物、各種電柱、道路、自治会の防犯灯などに許可なく掲示することは違反です。この場合管理者、所有者、居住者が一方的に取り除くことができます。破損させないように取り除くことはよいが破損させると違反となる場合があります。なるべく責任者をよんで直に取り除かせることがよい方法です。

家族などが許可をあたえてある場合がありますのでよくたしかめてから処置してください。

不正な選挙運動は みんなで追放しよう

選挙運動は、自由であることが理想であり、もつとものぞましいことですが、自由であると、金や権力や情実などにものをいわせてなんでもできる人が有利になり、明い選挙が行われなくなり、平で公職選挙法により、公平に平等に選挙ができるよう、選挙運動



寄附の禁止

公職の候補者などは、時期や選

禁止の一例

国会などの見学におみやげをく

寄附の要求

選挙区内の公職の候補者などに
対して、寄附を求めたり、勧誘し
てはいけないことになっています。

投票の便宜供与

公選法、労働基準法などに、選
挙の当日、選挙権を行使するため
に投票所に行くときは必要な時間
を与えなくてはならないとなつて
います。これは官公庁のみでなく、
広くすべての企業、団体及び雇用
主に対してこれを求めているもの
です。



また、国や県や市町村などから
補助金、利子補給などを受けたり
請負契約や物品納入契約、その他
特別の利益を伴う契約の当事者個
人、会社、その他の法人などは
寄附が禁止されています。

この場合、その相手方は候補者、
政党その他の政治団体であること
を問わないとされています。

◎親族の場合はのぞかれることにな
っています。

心がけよう きれいな選挙

上田市明い選挙推進協議会



上田市選挙管理委員会 (☎224100 内線571・有線20901)

0月1日
4号

市課
田書
1224100
印刷

かて!

た
てい

現在)

+100)
+50)
+50)
+27)